

## 条 例 見 直 し 調 書

作成年度 平成 20 年度

条例名		職員の服務の宣誓に関する条例	
条例番号		昭和 26 年神奈川県条例第 2 号	法規集 第 2 編第 9 章
所管部局室課		総務部人事課	
条例の概要		地方公務員法第 31 条に基づき、新たに職員となった者の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めている。	
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方公務員法第 31 条に基づき、新たに職員となった者の服務の宣誓に関し規定するものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	新たに職員となった者の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めたものとして、現行の内容で有効に機能している。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	新たに職員となった者の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めたものであり、効率的である。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方公務員法の規定に基づき、新たに職員となった者の服務の宣誓について定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方公務員法の規定に基づき、新たに職員となった者の服務の宣誓について定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
見直し結果	その他		
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由 現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	特記事項
次回見直し予定		平成 25 年度	見直し規定の有無 有 無